

## E P (Electronic Partnership)が提供する各種サービス (別紙 1)

「EP」が提供する各種サービスは次のとおりです(「機械」の機種、利用地域等によって、「EP」が提供するサービスが一部制限される場合があります)。

### 1. E P (Electronic Partnership)利用規約への同意により提供されるサービス

「使用者」がE P (Electronic Partnership)利用規約に同意することによって提供される EP 標準サービスは次のとおりです。「使用者」はこれらのサービスの停止・再開および設定変更を「富士フィルムビジネスイノベーション等」所定の手続きに従って申し込むことができます。

#### (ア) メーターカウントの自動確認

「機械」が締め日に合わせてメーターカウントを「EP センター」に自動通知するサービス

#### (イ) 消耗品の自動配送

「機械」がトナー残量や交換状況を「EP センター」に自動通知するサービス

#### (ウ) 日々の状況監視と故障時の自動通知

「機械」からの 1 日 1 回の通知を受けて、リモートで点検を行うサービス

「機械」が障害を検知して「EP センター」に自動通知するサービス

#### (エ) 各種機能別カウンター自動通知

「機械」の機能ごとの利用内訳を自動通知するサービス

(利用内訳を確認するためには別途「富士フィルム BI ダイレクト 複合機サービス」の申込が必要です。)

#### (オ) ファームウェアアップデートサービス (自動更新機能を含む)

「機械」のファームウェアをインターネット経由、または 4Gnet-BOX 接続時には 4G 回線経由で、最新状況にアップデートするサービス。

最新のファームウェアがファームウェアダウンロードサーバーに登録されると、自動更新機能により、「機械」のファームウェアが自動的にアップデートされます。また、「使用者」が「機械」を操作し、または「富士フィルムビジネスイノベーション等」の保守員が直接的または遠隔的な方法によって「機械」を操作することにより、「機械」のファームウェアをアップデートできます。

ファームウェアアップデートサービスおよび自動更新機能に関する注意制限事項は別紙 2 を参照してください。

### 2. E P (Electronic Partnership)利用規約への同意に加え、申し込みにより提供される追加サービス

「使用者」がE P (Electronic Partnership)利用規約に同意した上で「富士フィルムビジネスイノベーション等」所定の手続きに従って申し込むことによって提供される EP 追加サービスは次のとおりです。「使用者」はこれらのサービスの開始・停止・再開および設定変更を「富士フィルムビジネスイノベーション等」所定の手続きに従って申し込むことができます。

#### (ア) 故障検知時のコールバック

「機械」が障害を検知して「EP センター」に自動通知した内容に基づき、「富士フィルムビジネスイノベーション等」のカスタマーコンタクトセンターが「使用者」にコールバックし、障害状況を把握した上で対処方法の説明や「富士フィルムビジネスイノベーション等」の保守員の手配を行うサービス

#### (イ) ファームウェアの自動更新時における日時指定

1. (オ) 記載のファームウェアの自動更新機能について、「使用者」は、自動更新が実施される曜日と時刻を指定することができます。ファームウェアアップデートサービスの自動更新機能に関する注意制限事項は別紙 2 を参照してください。

以上

最終改定日 2025 年 6 月 27 日